

令和2年1月31日県営土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））川副西部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年3月19日

佐賀県知事 山 口 祥 義